

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 13 条に基づく
損失補償算定基準についての一部改正についての概要

1 改正の趣旨

防衛施設庁の廃止・防衛省への機能統合に伴い、従来の防衛施設庁長官通達について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

防衛施設庁の廃止・防衛省への機能統合に伴い、必要とされる規定の整理を行うものである。

防衛施設庁長官 → 防衛大臣

防衛施設庁施設部長 → 地方協力局長 等

3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日